

# 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税等の税率等について

R3.12月版  
福島県

## 1 法人県民税の税率等 均等割

区 分	納める額
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 880,000円 (うち森林環境税80,000円)
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 594,000円 (うち森林環境税54,000円)
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 143,000円 (うち森林環境税13,000円)
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 55,000円 (うち森林環境税 5,000円)
上記の法人以外の法人等	年額 22,000円 (うち森林環境税 2,000円)

- (注) 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から「資本金等の額」は以下のとおりとなります。  
 ①「資本金等の額」に無償増減資等の金額を加減算する。  
 ②「資本金等の額」が「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額とする。  
 2 令和8年3月31日以前に開始する各事業年度分には森林環境税として10%が加算されます。  
 3 「上記の法人以外の法人等」の区分が適用となる法人は以下のとおりです。  
 (1) 公共法人及び公益法人等(地方税法第25条第1項に規定する法人は非課税です。  
 また、法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものは資本金等の額に応じて均等割が課されます。  
 (2) 一般社団法人及び一般財団法人  
 (3) 人格のない社団等(収益事業を行わない人格のない社団及び財団は非課税です。)  
 (4) 資本金の額又は出資金の額を有しないもの(1)～(3)に掲げる法人を除きます。)  
 (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下である

## 法人税割

区 分	納める額		
	H26.9.30以前に開始	H26.10.1～R1.9.30の間に開始	R1.10.1以後に開始
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社	法人税額 × 5.8%※1	法人税額 × 4%	法人税額 × 1.8%※2
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える場合 法人税額 × 5% ※1	課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の場合 法人税額 × 3.2%	法人税額 × 1% ※2

- (注) 1 ※1は、平成26年9月30日以前に開始する各事業年度分について適用されます。  
 2 ※2は、令和元年10月1日以後に開始し、令和9年1月31日までに終了する各事業年度分について適用されます。  
 3 平成22年9月30日以前に解散した法人については、清算所得に対する課税となり、また、税率は解散の日現在のものが適用となります。

## 2 法人事業税の税率等

区 分	所得等の区分	税 率				
		H26.9.30以前開始※1	H26.10.1～R1.9.30の間に開始	R1.10.1～R2.3.31の間に開始	R2.4.1以後に開始	
① 電気供給業(発電事業・小売電気事業を除く)、ガス供給業・保険業を行う法人	収入金額	0.7%	0.9%	1.0%		
② 電気供給業で発電事業又は小売電気事業を行う法人	資本金の額または出資金の額が1億円超の法人(外形標準課税法人)	収入金額	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	付加価値額	-				0.37%
	資本金等の額	-				0.15%
	資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	収入金額	0.7%	0.9%	1.0%	0.75%
	所得金額	-				1.85%
③ 所得を課税標準とする法人	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.5%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4%	5.1%	5.3%	
	公益法人等 人格のない社団、財団等	所得のうち年800万円を超える金額	5.3%	6.7%	7.0%	
		特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	3.5%
	協同組合、信用金庫、医療法人等	所得のうち年400万円を超える金額	3.6%	4.6%	4.9%	
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	普通法人	所得	5.3%	6.7%
	特別法人	所得	3.6%	4.6%	4.9%	

区 分	所得等の区分	税 率					
		H26.9.30以前開始※1	H26.10.1～H27.3.31の間に開始	H27.4.1～H28.3.31の間に開始	H28.4.1～R1.9.30の間に開始	R1.10.1～R2.3.31の間に開始	R2.4.1以後に開始
④ ③の法人で資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(外形標準課税法人)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%
		所得のうち年800万円を超える金額	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得						
	付加価値割	付加価値額	0.48%		0.72%	1.2%	
資本割	資本金等の額	0.2%		0.3%	0.5%		

- (注) 1 ※1は、平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度について適用されます。  
 2 平成22年9月30日以前に解散した法人については、清算所得に対する課税となり、また、税率は解散の日現在のものが適用となります。

裏面もご確認ください。

### 3 特別法人事業税・地方法人特別税の税率等

課税標準の区分		税率					
		H26.9.30 以前※2	H26.10.1～H27.3.31 の間に開始	H27.4.1～H28.3.31 の間に開始	H28.4.1～R1.9.30 の間に開始	R1.10.1～R2.3.31 の間に開始	R2.4.1 以後開始
法人事業税の税額 (収入割額)	電気供給業(発電事業・小売電気事業を除く)、 ガス供給業・保険業を行う法人	81%	43.2%			30.0%	30.0%
	電気供給業で発電事業又は小売電気事業を行う法人						40.0%
法人事業税の税額 (所得割額)	外形標準課税対象外法人	普通法人	43.2%			37.0%	37.0%
		特別法人					34.5%
	外形標準課税法人	148%	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%	

令和元年10月1日以後に開始する事業年度より、  
地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税が  
導入されました。

### 4 その他

- 申告書様式の入力用については、提出していただく必要はありません。
- 独自に作成した申告書で申告される場合は、本県から送付した申告書用紙を添付していただく必要はありません。
- 令和元年10月1日より、「地方税共通納税システム」が導入され、eLTAXを活用して電子納税をすることができます。  
詳細は以下のeLTAXホームページをご確認ください。  
<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>
- 令和2年4月1日以後に開始する事業年度より、大法人が行う申告はeLTAXによる提出が義務づけられます。
  - (1) 対象税目 : 法人事業税、特別法人事業税及び法人県民税
  - (2) 対象法人 : ①事業年度開始の時ににおいて資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人  
②相互会社、投資法人、特定目的会社
  - (3) 適用日 : 令和2年4月1日以後に開始する事業年度
  - (4) 対象書類 : 確定申告書、予定申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書の添付すべき書類
 その他、制度詳細については、以下のホームページをご確認ください。  
 eLTAXホームページ : <https://www.eltax.lta.go.jp/news/01252>  
 国税庁ホームページ : <https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>
- 申告書関係書類、納付書及び異動届等については、税務課のホームページよりダウンロードできます。  
なお、ホームページ上からの申告、納付、申請等はいえませんが、手続きは各地方振興局にて行っていただきますようお願いいたします。